

資料編

2. 大気関係

資料2-1 大気の汚染に係る環境基準

環境基本法16条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準（48年5月8日環境庁告示第25号、53年7月11日告示第38号、9年2月4日環境庁告示第4号）

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

大気の汚染に係る環境保全目標（三重県）

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素
環境上の条件	年平均値が0.017ppm以下であること。	年平均値が0.02ppm以下であること。

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

媒体	基準値
大気	年平均値が0.6pg TEQ/m ³ 以下であること。

※基準値は、2，3，7，8，一四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。